

さとふる、「令和 8 年熊本地震 災害緊急支援寄付サイト」を開設 ～熊本県内の被災 9 自治体への寄付受け付けを開始～

このたびの令和 8 年熊本地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」(<https://www.satofull.jp/>)を運営する株式会社さとふる（本社：東京都中央区、代表取締役社長 兼 CEO：藤井 宏明）は、被災された地域の支援を目的に「令和 8 年熊本地震 災害緊急支援寄付サイト」(https://www.satofull.jp/oenkifu/oenkifu_detail.php?page_id=542)を 2026 年 7 月 29 日に開設します。現在、本サイトで支援する被災自治体数は 9 自治体、熊本県八代市への代理寄付を受け付ける 3 自治体（北海道別海町、新潟県村上市、山梨県富士吉田市）を含めた寄付受け付け自治体数は 12 自治体です。

本サイトでは、ふるさと納税制度を活用して掲載自治体に 1,000 円から 1 円単位で指定した金額を寄付することが可能です。また本支援に関し、自治体から株式会社さとふるへの支出が発生することはなく、寄付決済手数料を株式会社さとふるが負担するため、寄付者の善意をそのまま自治体へお届けします。

7 月 28 日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震では、熊本県宇城市と氷川町で最大震度 7 を観測したほか、有明・八代海には津波注意報が発表されました。熊本県内では住宅の倒壊や火災のほか、停電、断水、道路や橋の損傷、交通機関の運休・通行止めなどの被害が確認されています。また、熊本城では石垣の崩落も発生しました。さらに、熊本県嘉島町の商業施設では地震発生後に爆発があり、2 階部分が崩落し、複数の死傷者が確認されるなど、甚大な被害が発生しています。多くの方々から被災地の復旧・復興を支援いただけるよう、「令和 8 年熊本地震 災害緊急支援寄付サイト」にて寄付受け付けを開始します。

株式会社さとふるは、今後も全国の被災自治体を支援する取り組みを通して、「被災地を応援したい」と願うすべての人と共に被災地支援に貢献していきます。

■イメージ

令和8年熊本地震 災害緊急支援寄付

ふるさと納税で応援しよう

■「令和 8 年熊本地震 災害緊急支援寄付サイト」掲載自治体

都道府県名	自治体名
熊本県	八代市、宇土市、上天草市、合志市、美里町、嘉島町、益城町、氷川町、芦北町

■「令和 8 年熊本地震 災害緊急支援寄付サイト」代理寄付受け付け自治体

支援先自治体名	寄付受け付け自治体名
熊本県八代市	北海道別海町、新潟県村上市、山梨県富士吉田市

※ 2026 年 7 月 29 日正午時点

※ 代理寄付受け付け自治体へ寄付を行う場合、寄付金受領証明書は代理寄付受け付け自治体名で発行されます。

※ 被害の状況と自治体からの要請により今後掲載自治体が追加となる可能性があります。また、対象自治体からの寄付金受領証明書送付が遅れる可能性があります。あらかじめご了承ください。

■熊本県嘉島町 被災時の様子



■「代理寄付」とは

被災していない自治体が被災自治体の代理でふるさと納税の寄付を受け付け、被災自治体へ寄付金を送付する仕組みです。「代理寄付」を受け付けた自治体が被災自治体に代わり事務作業を負担するため、被災自治体は災害からの復旧対応に注力することができます。

■株式会社さとふるについて

株式会社さとふるは、ふるさと納税（自治体への寄付）を通して地域活性化を推進しています。「ふるさと」の元気を“フル”にする、ふるさとの魅力が“フル”に集まる ふるさと応援、ふるさと納税ポータルサイト」をコンセプトに、寄付者向けに「さとふる」で寄付先の自治体やお礼品の選定、寄付の申込み、寄付金の支払いなどができるサービスを提供しています。自治体向けには寄付の募集や申込み受け付け、寄付金の収納、お礼品の在庫管理や配送など、ふるさと納税の運営に必要な業務を一括代行するサービスを提供しています。また、ふるさと納税を活用した地域活性化の取り組みを掲載する、地域情報サイト「ふるさとこづち」(<https://www.satofull.jp/koduchi/>)を運営しています。

以上

- この報道発表資料に記載されている会社名および製品・サービス名は、各社の登録商標または商標です。
- この報道発表資料に記載されている内容、製品、仕様、問い合わせ先およびその他の情報は、発表日時点のものです。これらの情報は予告なしに変更される場合があります。

【本件に関する問い合わせ先】

お客さまから…さとふるサポートセンター E-mail: ask@satofull.co.jp

Tel: 0570-048-325 受付時間: 午前 10 時～午後 5 時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）